

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第六章 世界労連の動向と日本の労働戦線

第五節 国際自由労連結成の動向

第五節 国際自由労連結成の動き

ジュネーブ準備会議 世界労連を脱退した各組合の間に、反共を旗印とする新世界労連を結成することはT・U・Cのあっせんにより、アメリカの二大労組、C・I・OとA・F・Lが四九年四月に至って、一九三五年の分裂以来はじめて共同体制をとり、合同執行委員会で、二大労組は同一条件で新労連に加盟するが、代表数は両組合員数を基礎として決定することに意見の一致をみたのちに進展のみとおしがついた。T・U・Cはそこで六月二五、六日にジュネーブに結成準備会議を招集し、これに呼応してC・I・Oは五月一九日の執行委員会で正式に世界労連の脱退を決議し、ニュージーランド、ベルギー、デンマーク、オーストラリアの組合も同様決議した。六月二五、六日の結成準備会に代表が参加した国は次の三六カ国である。

イギリス、オーストラリア、南阿、ニュージーランド、インド、中国、アメリカ、ギリシャ、ノルウェー、デンマーク、オランダ、レバノン、インドネシア、タイ、ポルトガル、フランス、ベルギー、トリエスト、イタリア、イスラエル、イラン、西ドイツ、西ベルリン、オーストリア、スイス、スエーデン、ルクセンブルグ、パナマ、ウルグアイ、サンドミンゴ、キューバ、チリー、ブラジル、アルゼンチン、日本

同会議での中心議題は「将来の国際的労働組合組織の形態と性格」であったが、反共世界労連の結成の推進力であるA・F・Lのジョージ・ミーニー氏は、A・F・Lの新世界労連に対する四つの原則を次の如くのべた。

(一)世界労働運動の分野に生じた現在の空白状態を自由な労働組合の組織的統一を以て満たさねばならない。全体主義の脅威は、非共産主義労働組合運動の団結で押返さねばならない。

(二)新組織は大国の政治から完全に分離していなければならない。大小何れの労働組合中央団体の権利、特典も完全にこれを承認せねばならない。

(三)I・T・Sはこれをはじめから、新組織の準備および組織に引き入れ、その独立した自治権をみとめ二つの国際団体間の健全な関係を維持、保証せねばならない。

(四)ヨーロッパ、アメリカに限定されることなく、アジア、南アメリカ、アフリカを含み眞の世界的規模の組織をつくらねばならない。

会議の状況は、出席者 加藤閔男氏(国鉄労組委員長)によって次のように報告されている。

「六月二五日、午前一一時四五分、われわれI・L・O代表団五名にとっては終世忘れることのできない感激の一瞬であった。ソ連をはじめ、共産党勢力の懸命な妨害工作にもかかわらず、新世界労働組合連盟準備会がこの日たくましく発足したのである。白熱的論議をみたのは、新世界労連の形態と性格をどうするかとの議題で議長は特に二四名の代議員に発言を許し、会期の大半を費した。

一、米C・I・O書記長カーネー氏

今こそソ連で数百万の人々が奴隷的扱いを受けているのを黙過できない、C・I・Oはその経済力と実行力の全部を動員して参加する。

一、米A・F・L書記長、ミネー氏

われわれは共産勢力に対抗しなければならぬ。われわれはソ連があらゆる手段をつくして東洋を赤化していることを忘れてはならぬ。新労連の基礎は各国の自主性を第一に考え、全世界を含まねばならぬ。そして直ちに考えねばならぬことはソ連において共産主義に反対したため投獄されている同志を救うことである。

一、米U・M・A・リード氏

鉄のカーテン内のものを新世界労連に加入させてはならない。

一、英アーサー・ディーキン氏(元W・F・T・U会長)

W・F・T・Uが失敗したのは共産党の強引な戦法によるものである。われわれは眞の自由を民主主義が今の共産党にはないという確信をもっている。

このような論議が一日半つづいた。

(朝日新聞、一九四九年七月五日)

結成大会のための第一回準備委員会は、七月二五日、ロンドンで開かれ、国際自由労連の規約草案を採択し、各国の組合に送附した。

この草案には、新組織の目的が次の如くのべられている。

国際自由労働組合連盟(略称、国際自由労連)The International Confederation of Free Trade Unions (I.C.F.T.U)は世界の自由で民主的な労働組合に組織された労働者を団結させ、本憲章に定められた目的を促進するための協議と協働の方法を与えることを目的として存在する。

国際自由労働組合連盟は、思想、言論、結社の自由は、労働者の生活や、労働者と公私の雇主との関係、並にその国家との関係に影響するところの現実の条件の中に具体化されねばならないと確信し、次のような個人の権利を宣言する。

一、平和の唯一の永続的基礎である社会正義

二、労働と職業選択

三、右の職業と労働者の身体に対する保障

四、各々の利益を相互に擁護する目的で以て、自由な交渉機関で且つ権限を組合員から与えられるところの労働組合を結成し、これに加入すること

五、政府を変更する立憲的手段

国際自由労働組合連盟は、自治と、それが考えられている処では、その漸進的な実現とが、あらゆる国民の権利であることを宣言する。

国際自由労働組合連盟は、社会的な正義と保障に伴う、自由な労働をもととする処の世界の経済的福祉こそ、平和をきづく唯一の基礎であり、これらの権利を否認、又は制限することは、人間の尊厳を冒とくするものであり、平和への脅威であることを確認する。

又、民主々義の諸原則を熱烈に支持する組織体として、民主々義の方向を擁護し、直接、間接の全体主義的侵略と闘うであろう。

国際自由労働組合連盟はその目的が次の点にあることを宣言する。

(イ)自由にして、民主的な労働組合から成り、いかなる外部からの支配からも独立し、かつ全世界の働く人民の利益の増進と、労働の尊厳の昂揚と云う任務を誓約し、強力で有効な国際組織を設立する。

(ロ)労働組合組織の権利の世界的な承認と適用を要求する。

(ハ)労働組合組織の設立、維持および発展につき、特に経済的社会的に発達不十分な諸国において、援助を与える。

(ニ)あらゆる実行可能な手段で以て経済再建を援助し、且つ出来るだけ広い地域にわたって相互経済援助の方策を展開することによって、戦争の破壊と余波に苦しむ諸国の人民の経済的社会的文化的利益を助成する。

(ホ)世界のあらゆる国の人民の完全雇用の確立、労働条件の改善並に生活水準の向上を援助する。

(ヘ)世界の、特に未開発の諸国および非自治領域の人民の経済的社会的並びに文化的進歩を促進するため、あらゆる国の資源開発を助成する。

(ト)繁栄の全般的水準を向上させるため、もっと広汎な経済単位と、もっと自由な商品交換との発達を助成するような方法において、諸国民間の経済的協力が増進されることを助言する。

(チ)自由な労働制度を擁護・維持・拡張し、凡ゆる処にある強制労働を排除する。

(リ)働く人民の社会的及び経済的条件に影響するような機能を果たすために、現に存在し、又将来設立されることのある一切の国際的機関において、自由な労働組合運動を代表し、且つ望ましい場合には何時でもそれらの機関の決定の実行を促進する。

(ヌ)一般に人民の利益を保護・増進し人権を保障する事に依って「国際自由労働組合連盟」の目的を助成するような国際的組織とは、それが政府のものであらうと非政府的なものであらうとそれに関係なく、すべて、提携の関係を確立し拡張する。

(ル)世界的な集団保障制度の設立を支持する。但しそれが達成されるまでは、国際連合憲章と両立するような民主々義擁護に必要な地域的協定を支持する。

(ヲ)労働者の当面している国内及び国際的諸問題に関する知識と理解を増進させる目的を以て教育出版の事業に従事し、これを育成する。更に自由な労働組合主義の母体たる国際自由労働組合連盟にもっとも、広汎に労働者を団結させることによって、福祉の一般水準を高めることに貢献する。

前述の趣旨は、世界の国民が広く賛同している次の如き国際的宣言の根本原則と一致するものである。(イ)大西洋憲章(一九四一年)(ロ)国際労働機構(I・L・O)の趣旨及び目的の宣言(一九四四年)(ハ)国連大会において声明された人権宣言(一九四八年)

この規約前文を、前掲の世界労連のそれと厳密に対比するとき、その間にこの二つの労連の相異

があらわれているが、国際自由労働組合連盟は年末にロンドンで結成大会を開いた。

ロンドン大会の正式資料がまにあわなかったため、とりあえず、日本代表加藤閔男氏の出席報告を掲載する。

「今日(三〇日)私はI・T・F会長ベクー氏およびオールデンブレイク氏に招かれて三人で昼食を共にし種々懇談したが、その内容についてありのままに記録してみる。

私「われわれは国際自由労連の結成大会に多数の議案を携えてきたが、ある方面の注意もあったし、大会の空気も必ずしもわれわれに好意的でないので、講和条約との関係もあろうと思って涙をのんで白紙に返すことにした。」

オ氏「その態度は賢明である。A・F・LとC・I・Oがどれくらい君たちのために骨を折っているか、ぼくらにはよく分る。」

私「国鉄の賃金値上げ問題についてすでに調停案が示され、私の出発後、仲裁々定がなされたものと思うが、I・T・Fの名において当局側に早急実施方を電報せられたい。」

オ氏「今日までのいきつきについて分明でないものがあるので、事情を調査しなければならぬ。なんら威力のない電報などで物事が解決するものではないし、I・T・Fとして応援するときまれば実力をもって応援せねばならぬ。」

私「一切の書類を携行している。審査せられて、なにぶんの援助を願いたい。」

オ氏の言う通り、単なる激励電報をうけにロンドンに来たのではない。よし直ちに実を結ばぬとも、必ず近き将来に得るところあると信じて、いささか安んずるものがあった。

なおこの会見中、オ氏は私が日本は世界各国から誤解されて困る、例えばオーストラリアのオリンピック選手入国拒否のごときは、あまりにももの偏見と思うがとグチをこぼしたのに対し時がたてば消えてなくなる、そう神経質になるなよとなぐさめてくれたが、白タビ首相の講和会議に対する失言問題は読んでいたと見えて、君のところにも不都合なのがあるよと豪放に笑っていた。

◇

会議はどの会議でも見られることであるが、まさに中だるみの恰好を呈し本会議では各国代表によって言わずもがなの自国の宣伝が長々と続けられ、眞面目に聴いている人は少い。日本代表部だけはどんな小さな言葉でも聞きもらすまいと熱心に本会議につめかけているが、なかなか辛いものである。今日までに本当に傾聴に値する演説を行ったのは、やはり英米など実力派の人々であると思う。殊にA・F・Lグリーン会長の行った演説はA・F・Lの世界労働政策を述べたものとして大いに影響力をもつものであろう。さすが温厚な議長も土曜日を終ってもなお演説通告者が一四名もあるのに業をにやし「諸君は同じことを国語をかえて長々とやっているとしか思えぬ、あとの人はやめたらどうか」という意味のことをいっていた。

アジア労働連盟 この国際自由労働組合連盟のアジアにおける組織として、アジア労働連盟がある。四九年五月八、九日インドでその第一回準備委員会が開かれたが、インド、パキスタン、イラン代表のみ参加したため、六月一九日よりジュネーヴで、I・L・O総会の開催を好機に、準備会を継続した。会議の結果「アジア労働組合連盟の設置が決議され、インド、パキスタン、中国、イラン、インド

ネシア代表の五人委員会による規約案に六月三〇日インド、中国、日本、フィリッピン、インドネシア、タイ、トルコ、イランの八カ国が調印した。この草案は一九五〇年一月、セイロンに於て開催を予定されている、結成大会に提出される。かくて、アジアに於ても、世界労連対国際自由労連の二つのラインが明確になろうとしている。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
